

ひとり親家庭のための 支援サービス・制度

父母の離婚や死別などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対する支援サービスや制度を紹介します。

問合せ こども未来課 ☎33-8721

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する父か母が、ひとりで20歳未満の子どもを扶養している家庭を「ひとり親家庭」といいます。

- 離婚した人
- 配偶者が死亡した人
- 配偶者の生死が不明の人
- 配偶者が重度の障がい働けない人
- 配偶者から遺棄されている人
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない人
- 婚姻によらないで母・父となった人

支援1 生活支援

① 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対し、自立促進のために支給される手当です。

手続き

事前に、認定請求手続きが必要です。必要書類は、世帯の状況などで異なりますので、こども未来課にお問い合わせください。

支給額

下表のとおりです。所得制限があり、扶養親族などの数、本人の所得、扶養義務者や配偶者の所得額により決定します。

支給額（月額）

児童の数	全部支給	一部支給	全部停止
1人	41,020円	41,010円～9,680円 (10円単位で設定)	0円
2人	上記の額に5,000円を加算		
3人以上	上記の額に1人につき3,000円を加算		



支援2 就労支援

① 母子家庭等 自立支援訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合、費用の2割相当額(上限は10万円、下限は4千円)を給付します。

市民相談室で母子自立支援員と事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。対象講座開始日の15日前までにお越しください。

② 母子家庭等 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で2年以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費を給付します。

こども未来課に事前の相談が必要です。

支援3 相談支援

母子自立支援員による無料相談

仕事や住まいなどの困りごと、就職・資格取得、こどもの進学費用貸付金など、ひとり親家庭の相談に応じています。

場所 市民相談室（市役所本庁1階）

電話 33-4452

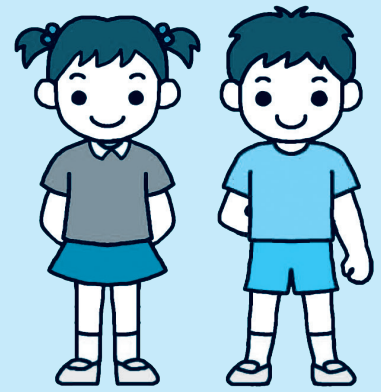
時間 午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

障がい者(児)の手当

中・重度の障がいのある人やその扶養をしている人には、手当が支給されます。要件や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 障がい者支援課 ☎35-0294



② ひとり親家庭等 医療費助成

医療機関で医療保険を使って診療を受けた時、医療費の自己負担金の一部を助成します。

手続き

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。受給資格者証を交付します。

助成額

自己負担額(付加給付などがある場合はそれを控除した額)の3分の2を助成します。なお、入院時食事療養費に係る負担額は除きます。

③ ひとり親家庭等 日常生活支援

母子・父子家庭、寡婦の人が自立に必要な事由(修学など)や病气、ひとり親家庭になって間がななく生活が不安定な場合などに、家庭支援員の派遣を行い、子どもの保育や家事・介護のサービスを提供し、その生活を支援します。

利用を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みをする必要があります。また、利用料の負担もあります。

1. 特別障害者手当

◆ 手当額

月額 26000円

身体や知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。ただし、施設入所の場合や3か月を超えて入院している場合などは支給されません。

2. 障害児福祉手当

◆ 手当額

月額 14140円

身体や知的・精神に重度の障

3. 特別児童扶養手当

◆ 手当額

障害等級1級：月額 49900円
障害等級2級：月額 33230円

障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。ただし、施設入所の場合や障害年金を受給している場合などには支給されません。

身体や知的・精神に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、施設

障害者(児)の手当を受給している人は **現況調査票の提出** を

特別障害者手当などを受給している人を対象に、毎年現況調査を行うことになっています。8月上旬に「現況調査票」を送付しますので、期限内に提出してください。



入所の場合や障害年金を受給している場合などには支給されません。

児童扶養手当

ひとり親家庭等医療費を受給している人は

現況届の提出 を

児童扶養手当受給後は、毎年8月1日から31日の間に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、その年の8月以降の手当額を決定することになります。

